

尾鷲市空き家バンク登録手続きについて

① 登録申請

空き家バンクに登録したい場合は、様式第1号「誓約書」、様式第2号「空き家バンク」登録カード、を記入し、「おわせ暮らしサポートセンター」に提出します。

(提出先)

〒519-3611

三重県尾鷲市朝日町10-19

おわせ暮らしサポートセンター

② 申請内容の確認

市役所で、登録申請記入事項の確認、登記簿、公図等の確認、納税情報の確認を行います。

③ 現地調査の日程調整

登録申請者様と連絡をとり、現地調査の日程の調整をさせていただきます。所有者が尾鷲市外に転出しており、当日立会いできない場合は、代理の方でも可とします。

④ 宅建協会への情報提供 ※仲介希望物件のみ

交渉・契約の仲介を希望される物件については、市が協定を締結する宅建協会に所有者情報（登記簿謄本・公図・空き家バンク登録カード様式第2号）及び現地調査の日程について情報を提供します。

※宅建協会：三重県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会三重県本部

⑤ 現地調査

市職員が物件の確認や写真撮影等を行います。

建物内に入りますので、所有者又は代理の方の立会いが必要になります。

⑥ 仲介業者の紹介、決定 ※仲介希望物件のみ

市が協定を締結している宅建協会の仲介業者リストを所有者にご紹介いたします。その中から所有者に仲介業者を決定していただきます。

⑦ 空き家バンク登録

最終的に空き家バンクへの登録が妥当と市が判断した場合は、市HPに空き家情報を掲載します。また様式第3号「空き家バンク」登録完了通知書を登録申請に送付します。

※申請書受理からホームページへの登録まで、おおむね2週間から4週間程度必要となりますのでご了承ください。